

令和2年第1回東洋町議会臨時会会議録

(第 1 号)

令和2年1月9日(木)

東洋町議会

余 白

令和2年第1回東洋町議会臨時会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和2年1月9日(木) 午前10時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君
2番 高畠 俊彦 君 3番 小松 熙 君
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	川田 真由美 君
会計管理者	生松 克祐 君
総務課長	大坪 靖幸 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡 いずみ 君
税務課長補佐	近藤 真人 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	築地 仲音
事務局書記	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 小松 熙 君 4番 武山 裕一 君

令和2年第1回東洋町議会臨時会議事日程

(第 1 号)

令和2年1月9日(木) 午前10時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第1号 芸東衛生組合の解散について
- [日程第4] 議案第2号 芸東衛生組合の解散に伴う財産処分について

令和2年第1回東洋町議会臨時会 令和2年1月9日木曜日

議事のでんまつ

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>令和2年、明けましておめでとうございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>これより、令和2年第1回東洋町議会臨時会を開会します。</p> <p>(開会時間：10時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、その他2件であります。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は議会会議規則第126条の規定により、3番、小松熙君、並びに、4番、武山裕一君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高島議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆さま、明けましておめでとうございます。</p> <p>令和2年第1回臨時会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>本日、午前9時に議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並</p>

議長

びに運営等について協議いたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとする。

また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

なお、議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号、芸東衛生組合の解散についての件と日程第4、議案第2号、芸東衛生組合の解散に伴う財産処分についての2件を、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。

本日、令和2年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには年明け早々何かとご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会への提出案件でございますが、芸東衛生組合の解散に向けて必要な手続きに関する案件2件のみでございます。

適切なご決定をお願い申し上げます。

それでは早速でございますが、提案を申し上げます。

議案第1号でございます。

芸東衛生組合の解散について、地方自治法第288条の規定に基づき、令和2年3月31日をもって、芸東衛生組合を解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年1月9日提出でございます。

続きまして議案第2号、芸東衛生組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定に基づき、芸東衛生組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり、室戸市との協議の上、定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年1月9日提出でございます。

提案理由でございます。

議案第1号及び第2号につきましては、関連がございますので一括してご説明をいたします。

令和元年12月定例会におきまして、芸東衛生組合の解散に向けて組合規約の変更の承認をいただいたところでございますが、

	<p>本年3月31日をもって解散する手続きを進めるにあたりまして、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>それでは私の方から議案第1号、芸東衛生組合の解散について及び、議案第2号、芸東衛生組合の解散に伴う財産処分についてご説明をいたします。</p> <p>芸東衛生組合の解散につきましては、12月定例会でご説明したとおりでございますが、組合規約の変更について議会の承認をいただき、高知県への届出、その他事務処理を進めているところでございます。</p> <p>芸東衛生組合の解散に伴う財産処分について、別紙の芸東衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議書をご参照いただきたいと思います。1、土地、建物につきましては、東洋町に所在するものは東洋町に、室戸市に所在するものは室戸市に帰属させる旨を記載しております。</p> <p>2、備品につきましては、室戸市にすべて帰属させるということになっております。</p> <p>3、基金につきましては、現在組合に3名の職員がおりますが、解散に伴いその職員が退職することになりますので、退職金に充てるため、市町村総合事務組合に負担金として支出する旨を記載</p>

しております。

以上のように、室戸市と協議の上、定めようとするものでございます。

次に、議案第2号資料をお願いしたいと思います。

芸東衛生組合の財産処分の詳細についてご説明をいたします。

番号の1番、相間衛生センターの建物、土地につきましては、東洋町へ帰属後、東洋町が管理するとしております。

番号の2から5番の室戸清浄園、佐喜浜クリーンセンター、リサイクルセンター、廃プラ減容施設の建物と土地につきましては、室戸市に帰属後、室戸市が管理、使用するとしております。

番号6番の備品につきましては、今後も組合と同様の事務処理作業を室戸市が行うこととなりますので、室戸市に帰属後、室戸市が管理、使用するとしております。

番号7の基金につきましては、組合職員の退職金に充てるため、市町村総合事務組合に負担金として支出することとしております。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が終わりました。

日程第3、議案第1号、芸東衛生組合の解散についての件を議題とします。

まず質疑について、本議会で提出された議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはなら

議長

ず、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお従わない場合は発言を禁止します。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上挙手を願います。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしと発言あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見の表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させるものであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしと発言あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしと発言あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第1号、芸東衛生組合の解散についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第4、議案第2号、芸東衛生組合の解散に伴う財産処分についての件を議題とします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今資料を、机の上に乗ったんを見てからの質疑になります。</p> <p>ちょっと、ちぐはぐがあるか分かりませんが、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>この議案第2号の資料ですね、これを見て、まず一点質疑させてもらいますが、この財政調整積立基金が1449万、これは退職金、3名の退職金ということで、今説明を受けました。</p> <p>今まで、過去この芸東衛生組合が運営した中で、この基金の残金というのは、残ってなかったんでしょうか。</p> <p>これは新規に積み立てたものでしょうか。</p> <p>一つずついきましょうか、ほなそれで終わります。お願いします。</p>
7番議員	
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>基金につきましては、基金といいますか、高知縣市町村総合事</p>

<p>議長</p>	<p>務組合の負担金は年々納めております。</p> <p>それで3名が同時に退職するという事で、その退職金と、今まで組合が負担金として納めていた分の差額分になると思いますので、そういうことでございます。</p> <p>(議席より、それを聞つきゅう。組合自体のと発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。自席ではやめてください。</p> <p>(議席より、答弁漏れがあるからと発言あり)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>この基金というのはですね、毎年決算、上がりますよね。</p> <p>その中の剰余金を処分ということで、それを職員の退職金に充てるという考えで協議は整っております。</p> <p>それがこの退職金だけでは、ひよっとしたら足りない場合もある。</p> <p>で、それが8対2の割合でですね、対応していくということでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この議案第 2 号について、もう一点お聞きしたいと思います。</p> <p>この 1 番のですね、相間衛生センターの東洋町へ帰属後、東洋町管理するという部分についてでございますが、土地 1 4 筆、7 1 8 3 平米ありますね。それから建物 4 棟あります。</p> <p>今後、この管理はどのようにするんでしょうか。</p> <p>それを一点お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>現在と変わりません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今現在と変わらないと言われましたが、ということは老朽化していく建物の管理、補修を、あるいは田畑の今言う草刈りやら何やらそういうことも全て今後、町がやっていくということですね。</p> <p>もう一点それだけお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>事務協議の中ですね、今後、老朽化対策とかですね、あるいは大きな修繕、いろんなことも想定されるわけですが、それにつきましては、従来どおりの別単位の負担割合で負担していくというように協議で定めているところです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この施設についてはどんなんでしょう。</p> <p>まだ現在、使用可能なんですよ。</p> <p>これを使って何らかの形で、今の現在の汲み取りの方法と申しますか、管理と申しますか、それに活用するという考えはございませんでしょうか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p> <p>そのことについては、何回も議会でも言うておりますが、緊急の場合にあそこへ、道が通れなくなったとか、そういう時に置くということで、それ以外は使わないということで、何回も議会でもやっておりますので。</p> <p>お忘れですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

それではちょっと今言う、正式に、こういう議案が出てるんで、お聞きしたんです。

では別の質問に移ります。質疑へ移ります。

この今言う、備品が全て室戸市へ帰属後、室戸市が管理、使用と、こうなっておりますが、この使用というのはこれはどうなるんでしょうかね。

芸東衛生組合の場合は、組合の中で、負担金を払って活用しておりましたが、今後、この組合がなくなった場合、この室戸との関係はどのようになるんでしょうか。

ちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

備品ということですかね。

(議席より、なんですかと発言あり)

備品ということでしょうか。

(議席より、うん、その今言う、備品の分ですね、使用料といいますかと発言あり)

現在12月の規約です、事務の継承は室戸市が行うということで、全て室戸市に行っていただきますので、備品類につきま

	<p>してもですね、残務処理もありますし、東洋町が、この部分は東洋町がいただきたいというような、そういった必要もないわけでございますので、現在とは、ほとんど変わらないというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3回目ですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや別の質疑さしてもらいます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>別の質疑やったらかまいません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今後芸東衛生組合では、今までどおりずっとこうやってきましたが、うちらそれに慣れておりますが、今後こういうことになった場合の形態といいますか、作業形態、運営形態といいますか、例えばし尿の問題あるいはごみの収集等についてですね、どのような形になるのか。今までと大きく変化するものか、今までどおりでいけるのか。</p> <p>そうなった場合は、どこにそれを頼んで、どこが統括していくのかというところをお聞かせ願いたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>住民課長</p>	<p>蛭子住民課長。</p> <p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>事務等につきまして、全部室戸市が行うということになりますので、東洋町としましては、特に変わりはないと思います。</p> <p>し尿とかごみ処理の方は、今度、室戸市との業務委託契約を結びまして、それで負担をしていくような形になりますので、特に変わりはないと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あの、田島さん。</p> <p>この2号の中で3回ですので、もうあなたさっき一つ余計に4回目やりましたけど、この資料の中で3回ですのでね。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そうですね。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ほやきんあなたもう4回やりましたので、この資料の中で。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いやいやいやいや。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>5回目はちょっとそれは認められません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>別の質疑。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>別の質疑、この中やったらいかんですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いやいや違う。</p> <p>こちらの方に、芸東衛生組合が解散する財産処分でなくて、財産処分の中の今言う管理ですね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいやそれはこの書類の中やきん一緒やないですか。</p> <p>財産処分の中の、一緒でしょう。</p> <p>それはもう5回目ですので。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>私はひとつの質問の中には3問できるという考えでやってきましたんで。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、この議題はこれ一つなので、それをその中であなた</p>

が分けてもそれはちょっと、

(議席より、全て管理やないですか。質問の中、全て管理じゃないですか。もうだから4問やったでしょう。管理についてでしょうと発言あり)

ということですので、すみませんが。

他に質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしと発言あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしと発言あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号、芸東衛生組合の解散に伴う財産処分についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

	<p>これで、令和2年第1回東洋町議会臨時会を閉会します。</p> <p>どうもお疲れさまでございました。</p> <p>これで、議会放送を終了いたします。</p> <p>(閉会時間：10時22分)</p>
--	---